

# 臨時 登所・登園届 (保護者記入) R5.6 改訂

この届は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着くまでの、当面の間のみの適用とします

保育所(園)長宛

児童氏名 \_\_\_\_\_

- ・登所(園)の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、届の記入および提出をお願いします
- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所(園)をお断りすることがあります

| 該当疾患<br>に○ | 疾患名             | 登所・登園の基準<br>以下の基準に基づき、園と保護者で判断する                       |
|------------|-----------------|--|
|            | A群溶連菌感染症        | 抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状がなく、園での活動に通常通り参加できること      |
|            | RSウイルス感染症       | 症状がでた日を0日目として、8日以上自宅療養し、咳等の症状がなくなり、園での活動に通常通り参加できること   |
|            | 突発性発疹           | 解熱後24時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、園での活動に通常通り参加できること             |
|            | 伝染性紅斑<br>(りんご病) | 食欲があり、機嫌がよく、園での活動に通常通り参加できること                          |
|            | ヘルパンギーナ         | 解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること |
|            | 手足口病            | 解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること |
|            | 伝染性膿痂疹<br>(とびひ) | 患部を覆えば登園可<br>覆えない時は、かさぶたがとれるまでは登園不可                    |
|            | インフルエンザ         | 発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで<br>(発症日: 月 日、解熱日: 月 日)   |

(医療機関名) \_\_\_\_\_ ( 年 月 日受診) において上記疾患と診断されました。登園の基準を満たしたので、\_\_\_\_\_年 月 日より登園します。

用紙下部に日付及び保護者名の記入をお願いいたします。

## 【新型コロナウイルス】

- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所(園)をお断りすることがあります

| 登所・登園の基準<br>以下の基準に基づき、園と保護者で判断する   | 発症日等の確認方法 |                                     |
|--|-----------|-------------------------------------|
|  | 該当に○      | 確認方法                                |
| 発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快 <sup>※1</sup> 後1日を経過するまで<br>発症日 <sup>※2</sup> : 月 日<br>症状軽快日: 月 日<br>※1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。<br>※2 発症日が不明の場合は陽性判明日を記入して下さい。 |           | ①病院を受診<br>医療機関名 _____<br>( 年 月 日受診) |
|  |           | ②自身で抗原定性検査又はPCR検査を実施<br>( 年 月 日検査)  |

登園の基準を満たしたので、\_\_\_\_\_年 月 日より登園します。

年 月 日 保護者名

(自署)

(作成: 千葉市医師会)